

No.1 ○豊明市議会定例会12月定例会議会会議録(第1号)

平成24年11月30日

1. 出席議員

1番 川上 裕 議員	2番 毛受 明宏 議員
3番 近藤 郁子 議員	4番 近藤 善人 議員
5番 近藤 恵子 議員	6番 藤江 真理子 議員
7番 近藤 千鶴 議員	8番 一色 美智子 議員
9番 三浦 桂司 議員	10番 杉浦 光男 議員
11番 早川 直彦 議員	12番 山盛 左千江 議員
13番 平野 龍司 議員	14番 平野 敬祐 議員
15番 村山 金敏 議員	16番 安井 明 議員
17番 伊藤 清 議員	18番 堀田 勝司 議員
19番 月岡 修一 議員	20番 前山 美恵子 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長補佐 兼庶務担当係長	石川 晃二 君
議事担当係長	馬場 秀樹 君		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	小浮 正典 君
教育長	市野 光信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神谷 巳代志 君
行政経営部長	伏屋 一幸 君	経済建設部長	横山 孝三 君
消防長	成田 泰彦 君	教育部長	津田 潔 君
秘書政策課長	鈴木 美智雄 君	財政課長	吉井 徹也 君
総務防災課長	相羽 喜次 君	高齢者福祉課長	原田 一也 君
医療健康課長	加藤 賢司 君	都市計画課長	野村 芳明 君

環境課長	土屋正典君	会計管理者 兼出納室長	深谷義己君
代表監査委員	古橋洋一君	監査委員事務局長	前田 鑛 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 選任第3号 議会運営委員会の補欠委員の選任について
- (4) 諸報告
- (5) 議案上程・提案説明・質疑
議案第 88 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について
- (6) 議案上程・提案説明
議案第 68 号 市道の路線廃止について
議案第 69 号 市道の路線認定について
議案第 70 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第 71 号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
議案第 72 号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について
議案第 73 号 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第 74 号 豊明市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する条例の制定について
議案第 75 号 豊明市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
議案第 76 号 豊明市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
議案第 77 号 豊明市が管理する道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
議案第 78 号 豊明市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
議案第 79 号 豊明市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
議案第 80 号 豊明市都市公園条例の全部改正について

- 議案第 81 号 豊明市事務分掌条例の一部改正について
- 議案第 82 号 豊明市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 83 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 84 号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正について
- 議案第 85 号 豊明市子育て支援センター条例の一部改正について
- 議案第 86 号 豊明市下水道条例の一部改正について
- 議案第 87 号 豊明市都市下水路条例の一部改正について
- 議案第 89 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 90 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 91 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 92 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議席の一部変更について
- (3) 選任第3号
- (4) 再議請求について
- (5) 市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員の選任
- (6) 諸報告
- (7) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決
議案第 88 号
- (8) 議案上程・提案説明
議案第 68 号から議案第 87 号及び議案第 89 号から議案第 92 号まで
- (9) 請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
請願第2号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める
請願
- (10) 議員派遣の件
)

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 24 年 12 月定例月議会が開催されるに当たり、定刻にご参集をいただき、あ

りがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 24 年 12 月定例月議会を開きます。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 24 年 12 月定例月議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

長引く景気低迷の中、国においては衆議院が解散され、いよいよ 12 月 16 日には総選挙が行われることになりました。

混迷する現在の政治に国民がどんな判断を示すのか、今後の我が国の行方を占う選挙になることは、間違いありません。

先日のテレビニュースでは、不況の影響で、会社の都合で仕事をやめなくてはならなくなった人が、約 70 万人に達しているという報道がされていました。

また、別の日の新聞では、生活保護受給者も増え続けており、8 月時点の受給者が 213 万人に上り、生活保護費も 3 兆 7,000 億円に達したと報道されていました。この数字は、過去最悪の数字になっています。

本市においても状況は国と同じく、働ける世代の方々でさえ職をなくし、保護を受けるといった状況になってきています。

今、この国の若者を始め、多くの人々は将来への不安に身を震わせながら、毎日の生活を送っているのではないのでしょうか。

私は就任当初から、こうした事態を少しでもよくしていきたいと思い、生活弱者への負担を減らし、安心して暮らしていけるまちをつくろうと努力をまいりました。

国保税の軽減や私立高校生への助成、児童クラブの無料化、保育料の軽減など、この 1 年間に議会の皆様のご理解をいただきながら進めてまいりました。

さらに、高齢者の方の健康づくりや生きがいづくりのための施策にも、今年度取り組みを始めてまいります。

こうした中、10 月に緊急議会が開会され、調査特別委員会の設置が決められるなど、私に対するさまざまなご批判が出てきてまいっております。

私の不注意で農地法の届け出を失念した件については、この場をおかりし、再度おわび申し上げたいと思います。

しかしながら、先ほど申し上げたような本市の現状を何とかして変えていきたい、改善していきたいという思いは、就任当初からいささかも変わっておりません。

本市の財政状況は国と同様、厳しいものがございますが、今後も弱者の負担の軽減を

継続し、さらに充実していきたいと考えております。

このような施策を実現していくには、さらなる業務の合理化や簡素化が必要になってくると同時に、これまで実施してきた施策の見直しも視野に入れなくてはならないと思い、9月には、本市初の事業仕分けを市民の皆さんの参加のもとで実施をさせていただきました。

今後は、仕分け結果を各施策に活かしながら、合理的で市民要求に合った形で展開できるようにしていきたいと考えています。

いずれにいたしましても、本市を取り巻く状況は依然として厳しく、今後も引き続き、議員各位の皆様と膝を突き合わせた議論を行い、市民の皆さんによりよい結果が出るよう、努力していきたいと考えています。

そして、さまざまな議論を経て、皆様との信頼関係も構築していければと思っている所存であります。

さて本日、本定例月議会に上程させていただきました案件は、条例案件、補正予算案件の合計 25 議案でございます。

いずれの案件も、十分ご審議を賜りまして、全ての案件をお認めいただきますよう、お願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

今定例月議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例月議会の運営について、去る 11 月 26 日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告いたします。

初めに、本定例月議会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から 12 月 20 日までの 21 日間とし、一般質問につきましては、12 名の議員から通告がありましたので、12 月 4 日から 12 月 6 日までの 3 日間を質問日に充て、12 月 4 日及び 5 日にそれぞれ 5 名ずつの質問を行い、12 月 6 日に 2 名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いであります。議案第 88 号につきましては、提案説明の後に質疑を行い、その後、委員会付託を省略して、本日、直ちに討論・採決を行うことといたし

ました。

さらに、議案第 68 号から議案第 87 号までの 20 議案及び、議案第 89 号から議案第 92 号までの4議案につきましては、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

また、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第 11 号から陳情第 14 号までの4件は福祉文教委員会に、陳情第 15 号及び陳情第 16 号は議会運営委員会に付託し、その他の4件につきましては、参考配付することといたしました。

なお、議席の一部変更につきましては、本日の日程2で、議長から諮られる予定でありますので、ご承知おきを願います。

続いて、お手元に配付されております請願第1号及び請願第2号につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、いずれも福祉文教委員会に付託することといたしました。

さらに、お手元に配付されております議員派遣の件につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することといたしました。

なお、お手元に配付されております再議請求につきましては、本日の議事日程に追加することとし、市長による再議を求める理由の説明の後、質疑及び討論・採決を行う予定であります。その取り扱いにつきましては、議長より順次諮られる予定であります。

最後に、議案等の質疑は同一議員につき同一議題について2回以内とし、「議案等質疑に関する事項」を遵守していただくよう願います。

なお、通告期限につきましては、即決を除く議案等質疑の通告が 12 月 6 日の午後 5 時まで、委員会付託をされました議案等に対する討論の通告が 12 月 19 日の正午まででありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今定例月議会の議会期間は、お手元に配付をいたしました会議日程表のとおり、本日から 12 月 20 日までの 21 日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、今定例月議会の会議録署名議員に1番 川上 裕議員と20番 前山美恵子議員を指名いたします。

日程2、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま、議席が変更されました議員の方は、直ちに新議席にご着席を願います。

(新議席に着席)

No.8 ○議長(安井 明議員)

日程3、選任第3号を議題といたします。

事務局長をして説明させます。

成田議会事務局長。

No.9 ○議会事務局長(成田 宏君)

選任第3号 議会運営委員会の補欠委員の選任についてご説明いたします。

豊明市議会委員会条例第13条の規定により、議会運営委員の辞任が許可され、現在1名が欠員になっておりますので、同条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するものでございます。

以上です。

No.10 ○議長(安井 明議員)

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議会運営委員会の補欠委員には、豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、1番 川上 裕議員を指名することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.11 ○議長(安井 明議員)

起立全員であります。よって、議会運営委員会の補欠委員には、1番 川上 裕議員を選任することに決しました。

ただいま選任されました川上 裕議員の議会運営委員会委員の任期は、前任者の残任期間といたします。

以上で日程3を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、11月22日付で、市長から平成24年10月緊急議会において議決いたしました決議案第3号 市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議について、地方自治法第176条第4項の規定により、再議請求がされましたので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.12 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、再議請求についてを直ちに日程に追加し、議題といたします。

この際、市長から再議を求める理由の説明を求めます。

石川市長。

No.13 ○市長(石川英明君)

それでは、地方自治法第176条4項に基づく再議を求める理由を説明いたしたいと思えます。

平成24年10月26日に開会された10月緊急議会において決議された「市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会」の設置に関する件については、次の3点の理由により議会の権限を超え、かつ法令に違反すると判断したものでございます。

第1に、10月26日の決議における調査事項の第1項目、「職権濫用問題に関する事項」は、調査の対象として抽象的に過ぎ、何を調査するのかが明確でないことから、地方自治法第100条第1項の規定に基づく、議会の調査権の行使は及ばないと認めたものでございます。

2番目に、決議での調査事項の第2項目、「農地法違反等に関する事項」に関しては、既に平成24年10月30日付で、JAあいち尾東から「農地利用集積円滑化事業による農地利用権設定の申出書」が、当市農業委員会に提出されております。

議会は、独立した機関である農業委員会の審査を尊重すべきであり、農業委員会の決定に影響を及ぼすことが懸念される調査権の行使は、議会の権限を超えるものと認めたものでございます。

3番目に、10月26日の特別委員会の設置に関する決議において、議会は調査経費については、「本調査に要する経費は、平成24年度の議会費の予算の範囲内とする」としか定めておりません。

しかし、地方自治法第100条第1項の規定に基づき議会が調査を行う場合、同法同条第11項は、あらかじめ当該調査のため要する経費の額を定めなければならないと規定しております。

調査に必要な経費の額を具体的に定めていないまま、調査特別委員会を設置をすると

の議決は、同条第 11 項に違反するものと認めたものでございます。

以上で再議を求める理由の説明を終わります。

No.14 ○議長(安井 明議員)

これより、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

藤江真理子議員。

No.15 ○6番(藤江真理子議員)

今、理由を述べられました第 1 点目についてお聞きします。

職権濫用問題に関する事項は、調査の対象として抽象的に過ぎ、何を調査するのが明確でないとあります。

具体的な調査事項でなければならないとの見解を持たれました根拠について、お答えください。

No.16 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.17 ○市長(石川英明君)

まずはですね、この条文からの考え方でいけば、抽象的ではなく、具体的なやはり項目に絞るという理解をしております。

こうしたことの事例を少し調べさせていただきました。

1つはですね、自治省の行政実例、百条調査の実務第 63 頁ですね。これは昭和 29 年、すみません、9 月 15 日の行政実例ですね。

ここに記載をしてある項目について、少し説明をさせていただきます。

地方自治法 100 条の議会の調査権についてということで、当該地方公共団体の実務のうち、いかなる範囲のものについて調査権を行使するかを決議すべきものであると示しているわけです。

つまり何かといえば、具体的にです、やはりその範囲を限定をすることです。

こうした視点からいくと、今回の 1 項目目については、抽象的としか言わざるを得ないということです。

以上であります。

No.18 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.19 ○6番(藤江真理子議員)

それでは、確認をさせていただきたいんですけども、例えば、その百条調査が始まってから具体的な項目を詰めていくというのは、認められないということによろしいでしょうか。確認をお願いします。

No.20 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.21 ○市長(石川英明君)

そのとおりであります。

以上であります。

No.22 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.23 ○11番(早川直彦議員)

再議請求の理由の2番目についてお聞かせください。

地方自治法ですね、第100条の第1項の規定に基づく権限を超えたものを認めたとあるが、この、どの部分が権限を超えているのか、具体的に教えてください。

No.24 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.25 ○市長(石川英明君)

えーっとですね、まあ2項の問題につきましてはですね、農業委員会というのは独自の機関であります。

本来、100条の調査権というのは、市の行政事務というふうに考えております。

その点からいくとですね、独立機関のその内容について、この議会が調査をするということとは、やはりその権限を超えているというふうに判断をしております。

以上であります。

No.26 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.27 ○11番(早川直彦議員)

今の農業委員会のことで聞かしていただきたいんですが、農地利用の集積円滑化事業による農地利用権限設定の申出書ということが、その2番目に書いてあるんですが、これだけじゃなく、市長個人の農地の件も含めて影響を受けると、全体的にわたって影響を受けるということなんでしょうか。

No.28 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.29 ○市長(石川英明君)

すみません、どういう意味ですか。

再度、質問内容について説明いただきたいと思うんですが。

No.30 ○議長(安井 明議員)

石川市長に申し上げます。

質疑は2回までですから。

No.31 ○市長(石川英明君)

いや、内容の、質問の確認です。

(発言する者あり)

No.32 ○議長(安井 明議員)

市長、今のは反問ですか。

No.33 ○市長(石川英明君)

はい、そうです。

No.34 ○議長(安井 明議員)

反問権は、まだ豊明市議会では認めておりませんので。

(発言する者あり)

No.35 ○議長(安井 明議員)

すみません、じゃ反問権ということで、もう一度説明してください。

No.36 ○11番(早川直彦議員)

申しわけない、説明が悪くて申しわけないです。

ここに書かれている農地利用集積円滑化事業による農地利用権限設定の申出書が影響を受けると、農業委員会で。

それ以外にも、市長が取り上げられている納税猶予の関係とかですね、農地法違反、3条の関係だと思んですが、それ全てが、その全てが影響を受けるのかどうか、お聞かせください。

No.37 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.38 ○市長(石川英明君)

大変失礼しました。

えーっとですね、あくまでもですね、今回の申出書ですね、それについては影響を与えるということです。

その他の納税猶予だとか、私の個人的な部分については、全く論外であろうというふうに思っています。

以上です。

No.39 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.40 ○5番(近藤恵子議員)

すみません、再議請求の説明の中の第3番目の項目についてお尋ねします。

自治法により、あらかじめ経費の額を定めなくてはならないとあり、今回の市議会の決議において、それが欠けているということの、それが違反しているということでもありますけ

れども、まず、なぜ百条委員会できちんと額を決めなくてはいけないのか、その辺についてどうお考えであるかということと、また、ここの中にある当市の財政規律を揺るがすとありますが、具体的にどのようなことが起こると考えられているかをお答えください。

No.41 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.42 ○副市長(小浮正典君)

私のほうからお答えします。

100条11項の法の文言を改めて確認しますが、あらかじめ予算の定額の範囲内において、当該調査のために要する経費の額を定めておかなければならないと規定しております。

で、10月26日の決議内容では、調査経費について「今年度議会費の予算の範囲内」ということにとどまっているわけです。

ですから条文上、11項の前半部分ですね、予算の定額の範囲内において、ここはクリアしていると思うんですけれども、その後の、調査のために要する経費の額を定めておかなければならない、ここについて定めてないので、ですから、その部分が11項に反するというふうに考えているわけです。

で、決してですね、我々は予算について流用を認めよとか、そういうことは全く考えておりません。

財政規律を揺るがすというのは、あくまで、この100条11項で規定されていることをされていない、そのことについて指摘させていただいているものでございます。

以上です。

No.43 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.44 ○議長(安井 明議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております再議請求については、豊明市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.45 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております再議請求については、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.46 ○5番(近藤恵子議員)

少し確認です。

えーっと、再議に対してではなく、最初の議案の動議に対するもの…。

No.47 ○議長(安井 明議員)

討論をしてください。質疑は終わりました。

No.48 ○5番(近藤恵子議員)

すみません、反対の立場で討論いたします。

先ほどの市長、副市長の説明にもありました第3番目の理由、これに関して、やはり私は今回の豊明市議会の決議は地方自治法に反していると思います。

自治法に定額を定めるとあります。定額というのは、普通一般には何百万以下、何十万以下というのが、それが通例でありますので、今回の提案が地方自治法に反していると思いますので、賛成いたしかねます。よって、反対の討論といたします。

No.49 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員に確認いたします。

再議請求に反対ということでよろしいですね。

(発言する者あり)

No.50 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

No.51 ○5番(近藤恵子議員)

すみません、もう一度お願いします。

No.52 ○議長(安井 明議員)

もう討論は終わりましたんで。

No.53 ○5番(近藤恵子議員)

後から訂正いたします。

No.54 ○議長(安井 明議員)

伊藤 清議員。

No.55 ○17番(伊藤 清議員)

再議請求につきましては、市政会を代表しまして反対の立場で討論をいたします。

まず3点、理由を挙げられています。それぞれについて反論をまいります。

1点目、職権濫用問題に関する事項。

これについては、調査の対象として抽象的に過ぎ、何を調査するかが明確でないと、もし市長が本当にこういうふうに思ってみえるところといたら、ご自身の行動、発言に対して、全く理解をしてないと言わざるを得ません。

本百条調査委員会、どういった経緯で設置をされたか、そこをお考えいただければ、おわかりをいただけたと思いますけれども、10月26日、緊急議会を開催をいたしました。

その中で緊急質問、それに対する答弁を受けて、本百条調査委員会が設置をされたわけであります。

農地法の違反等に関しましては、答弁の中で明確な答弁があれば、これ以上の調査は必要ないと考えておりましたが、全く不明確でありましたがゆえに、調査ということになったわけでありますが、この職権濫用問題という項目、調査事項を1項目追加したのは、あくまでも、この緊急質問に対する市長の答弁、これを受けてであります。そのことを理解していないということは、大変残念であります。

市長が答弁の中で、担当の課長、自殺をされた課長を2回呼んだと、市長室に呼んだというふうに言われております。

もし、全く個人の問題であるとするならば、このことに関して担当の課長を呼ぶというのは、全くおかしい話であります。そこが、明らかに職権濫用をしておるわけであります。

さらに申し上げますなら、密室の市長室でどんなやりとりがあったのか、このことについては22日、この再議請求以降、さまざまな情報が私ども議会にも寄せられております。

この密室でのやりとり、百条調査委員会の中で、この後、明らかになると思っておりますが、まずこのことにおいて、職務時間中に担当の課長を呼んだ。これは明らかに職権濫用をしておるわけであります。

そのことを全く理解をしていない。みずからの答弁が、こういった調査事項を追加をさせたということについて、まず十分に認識をいただきたいと思っております。

2点目、農地法違反等に関する事項に関しましては、これも非常にもう吹き出してしまい

ました、私は。

10月30日付で農業委員会に提出をされ、審査中である、したがって、という理屈であります、この百条調査委員会につきましては、10月の26日、緊急議会、緊急質問、それに対する答弁、これを受けて設置をされたわけであります。

後づけの10月30日で書類を提出したから、それまでのことは一切無罪放免、こんなことにはなり得ないわけであります。

現在、10月30日付で申請をなされた書類の内容については、今後、農業委員会でそれが適正なのか否か、それは審査をいただければいいわけですが、それ以前の問題について、市長は失念をしておったと、きょうも、そういう言葉を発せられました。

本当にそうであったのか、さまざまな情報の中、特に地域住民の方からいろんな声が寄せられております。失念をしておったということについては、非常に疑問を持っております。

何よりも26日の議決、その後の30日の申請。だからといって、何もなかったということにはなり得ないわけであります。

失念しておったとおっしゃいますが、その経緯について調査をしていくというのは、当然必要なことであると考えております。

3番目、予算の件につきましては、地方自治法第100条第1項に基づく調査を行う。その場合には、11項により経費の額を定めなければならない。そのとおりであります。

しかしながら、地方自治法の中には、具体的に何万円というような金額を明示しなさいということは、どこにも書いておりませんし、現実の問題として、他市町においても「予算の範囲内」という形で議決をされて、調査を進められておるところがございます。

そうした先例に鑑みて、何ら違法性はないというふうに考えております。

さらに申し上げるならば、私どもの議決の中では、議会費の予算の範囲内と、当該年度の予算の範囲内というふうに定めておるわけでありまして、もともと、この百条調査委員会、どういった経費が必要とされるかという、まあ議事録の作成等であろうと。主にはそこにあると思います。

それについては、もともと議会費の中に予算として盛り込まれておりますし、その中で進めていく。

万が一、不足をした場合には、これは考える必要がありますが、基本的に地方自治法第100条第11項の規定には沿っておるというふうに判断をいたしておるものであります。

以上の理由によりまして、本再議請求につきましては、反対の討論とさせていただきます。

(議長の声あり)

No.56 ○議長(安井 明議員)

近藤議員の討論は終了いたしましたので。

(議長の声あり)

No.57 ○議長(安井 明議員)

討論の訂正はできませんので、お願いいたします。

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.58 ○20番(前山美恵子議員)

再議請求については反対をいたします。

10月26日に、私も緊急質問をさせていただきました。

大変、産業振興課長のあの痛ましい死を経験をして、その原因がどういうところにあるかということ、議会でも質問をいたしました。

この職権濫用問題に関する事項についてであります。私の質問に、この問題で市長は課長を2回、これは市長室へ呼び出したという話を聞きました。

ここでの起きた問題について、私たち議会では、これをきちっと市長に説明をしていただきたい、そういう思いで百条委員会を立ち上げたわけがあります。

ですから、この再議請求については、私は真相をちゃんと、きちっと究明をするために、この再議請求については反対をいたします。

No.59 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.60 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、再議請求に賛成の立場で討論をいたします。

まず1つ目のところですが、今、他の議員から職権濫用については、2回、市長が市長室に呼んで、その当該担当職員にいろいろ聞いたと、そのことだというふうに今言っておられますけれども、であるならば、なぜ百条委員会を設置のときに、そうした具体的な調査項目、調査対象を明記しておかなかったのか、そのことが今、再議請求の理由として市長のほうから言われた、そのことだというふうに私は考えております。

そこまで具体的に最初からイメージされているのであるならば、こういった職権濫用問題に関する事項という、誰の、何の、どういう職権なのか、いつのことなのかを明記しないのは、明らかに100条1項に基づく議会の権限の行使に及ばないということだというふうに、今はっきりしたというふうに私は思いました。

2つ目の農地法につきましてもですが、市長が以前、10月30日に提出した。この百条委員会は10月26日だというふうに言われました。以前のことについての失念は、確かに消

えておりません。

しかし、その失念、あるいは届け出の遅れというものは、行政事務であるかどうか、そのところが一番の問題であります。

百条委員会は自治体の事務に限定する、そういうふうには制限を受けておりますので、一個人が申請を怠ったか怠らないかは、個人が問われることであり、行政事務の範囲ではない、すなわち 100 条の調査の対象から外れるというふうには私は思っておりますし、そのような法律の解釈が正しいということで、市長のほうも、こういった再議請求を出されたのだというふうには思います。

さらに、最後の3つ目のところですがけれども、経費の額を定めなければならない、額を定めなければならない。

私たち議員全員に配られております「議員必携」の中にも、きちっと、その 100 条の提出のための様式のようなものが書かれているのは、皆さん、ご承知のことだと思います。

その中に「〇〇円」と書いてあるわけです。幾ら他市町に違った例があるとしても、私たちの手元に持っているものが、そのように書かれているのですから、それをなぜ守らないのか、その点については大いに疑問が私の中には湧いてまいります。

議会が行う百条委員会、百条調査ということにおいて、違法が認められれば、告発ができる。それから逆に市長については、瑕疵ある議決に対しては、再議を義務づけております。

再議とは、二元代表制を尊重しつつも、議会が暴走した場合、それを阻止するために、また瑕疵ある議決を正すために、市長に与えられた権限だと解釈しております。

中でも、176 条の4項の再議権は、議会の権限を超える議決に対し、再議を行わなければならないと義務を課す重い規定であります。

もし再可決され、なお議会がその権限を超えるときは、市長は知事に対し審査を申し立てることができます。

知事が審査の結果、議会がその権限を超えていると認めるときは、議会の議決を取り消す旨を裁定することになっております。

その裁定に不服がある場合は、市長は裁判に出訴することができます。その場合、議会を被告としなければならないとまで、自治法で定められています。

議決権という大きな権限を有する議会に対して、自治法の中で議会の暴走を抑止する手段が、事前に講じられていたということ、私たちは強く認識すべきだというふうに思っております。

権限を逸脱する、法的根拠を逸脱するとの法的根拠をもって、市長が今再議請求をされたわけですが、私たちとしては、その百条委員会を設置する経緯が緊急議会の直後という、議会として百条委員会の内容について、重みについて、十分な認識の時間もなく、また、百条委員会の調査項目の選別などに時間をかけて十分な準備をしないままに設置したということ、そういう行為に臨んだことを今大いに顧み、今の再議についての取り扱いを

すべきであろうというふうに考えております。

大変危険性をはらむ百条委員会の設置は、即刻取り下げるのが正しい判断というふうに思い、再議に賛成、10月26日の議決には反対という立場をとらせていただきます。

以上です。

No.61 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(議長の声あり)

No.62 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.63 ○5番(近藤恵子議員)

先ほどの討論がはっきりしていなかったなので、もう一度言わせていただきます。

原案に対して…。

No.64 ○議長(安井 明議員)

討論はもう終わっています。

No.65 ○5番(近藤恵子議員)

訂正とか、はっきり言いたいと思います。

No.66 ○議長(安井 明議員)

字句の変更については認めることができますが、発言の趣旨については認めるわけにはいきませんので。

No.67 ○5番(近藤恵子議員)

趣旨はいいです。言葉が足りなかったというところで、…。

No.68 ○議長(安井 明議員)

もう討論は終わりました。

No.69 ○5番(近藤恵子議員)

原案に反対とは申し上げましたけれども、言うことがしっかり伝わっていなかったと思い

ましたので、今発言しています。

No.70 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.71 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

決議案第3号 市長の職権濫用問題及び農地法違反の調査に関する決議については、平成24年10月緊急議会の議決のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.72 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、本件は先の議決のとおり決定されました。

この際、お諮りいたします。ただいま可決されました市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.73 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。ただいまから、特別委員会の委員の選任について、各会派間でご協議を願うため、暫時、休憩といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.74 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、暫時、休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前11時26分再開

No.75 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員は、お

手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.76 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員は、お手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決しました。

ただいまより、市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時、休憩といたします。

午前11時27分休憩

午前11時36分再開

No.77 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に、市長の職権濫用問題及び農地法違反調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には、平野龍司議員、副委員長には、堀田勝司議員が互選されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

日程4、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.78 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成24年7月から同年9月までの各月末日現在の出納保管の状況を、平成24年8月28日、9月28日、10月30日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定例監査等を同条第 7 項の規定により財政援助団体監査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、定例監査といたしまして、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、情報システム課を 9 月に、児童福祉課及び学校教育課・指導室を 10 月に、そして財政援助団体監査といたしまして、豊明市老人クラブ連合会と公益社団法人豊明市シルバー人材センター及び、2 団体を所管する高齢者福祉課を 9 月に監査したものでございます。

これらの監査の結果につきましては、9 月に実施した情報システム課において、LGWAN サービス提供設備保守委託の予算執行伺いにおいて、記載内容について不足な点が見受けられたので、留意されたいという件。

また、財政援助団体 2 団体においては、豊明市老人クラブ連合会においては、現金の管理方法について、現金出納帳等を作成されるとともに、定期的に現金残高と現金出納帳とを突合確認されたいという件。

公益社団法人豊明市シルバー人材センターにおいては、花壇管理用の植栽花の購入において、社団法人豊明市シルバー人材センター財務規程、以下、財務規程と言います。第 30 条に定める指名競争入札を行っておらず、財務規程 33 条に定める契約書が作成されていないという件。

さらに、10 月に実施しました児童福祉課においては、大宮児童館敷地内設置の電柱に対する行政財産目的外使用許可事務において、行政財産目的外使用料を減免しているが、申請書類に不足が認められたので、留意されたいという件。

学校教育課・指導室においては、簡易専用水道検査手数料の予算執行伺いにおいて、仕様が不明瞭であったので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細につきましては、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.79 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今定例月議会の開催通知日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第 11 号から陳情第 14 号までの 4 件は福祉文教委員会に、陳情第 15 号及び陳情第 16 号の 2 件は議会運営委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました陳情6件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、12月20日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.80 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました陳情6件については、12月20日までを審査期限といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程5、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第88号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.81 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第88号 平成24年度豊明市一般会計補正予算(第3号)についてご説明をいたします。

この補正予算は、12月16日投票日の衆議院議員選挙の執行予算でございます。財源は全て県支出金より賄われます。

それでは、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,266万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176億7,544万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出より主なものをご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

2款4項4目、衆議院議員選挙費3,266万7,000円についてご説明いたします。

1節、報酬179万3,000円は、期日前投票管理者及び立会人、当日19カ所の投票管理者及び立会人、並びに開票管理者と立会人の報酬でございます。

続いて3節、職員手当815万円は、当日の19カ所の投票所の職務代理者及び事務従事者の手当に加え、開票所事務従事者の手当と選挙管理委員会書記及び本部要員等の超過勤務手当でございます。

7節、賃金28万9,000円は、選挙一般事務2人の25日分の賃金でございます。

続いて8節、報償費19万6,000円は、ポスター掲示板土地借用60カ所、投票所案内看板10カ所の報償費でございます。

続いて9節、旅費3万7,000円は、県庁の事務連絡用でございます。

続いて11節、需用費299万1,000円では、投開票事務用品、選挙啓発品として、消耗品

費 155 万 6,000 円。

食糧費 26 万 4,000 円は、投票管理者、立会人、選挙管理委員会の方の食事代でございます。

また、印刷製本費 97 万 1,000 円は、投票所案内チラシ、入場券用紙等でございます。

そして、投開票に使用いたします機器の修繕料に 20 万円計上いたしました。

続いて 12 節、役務費 236 万 1,000 円は入場券郵送料等で、通信運搬費 150 万 1,000 円と計数機や読取機などの各投開票機器調整費に、手数料として 86 万円を計上いたしております。

13 節の委託料を説明いたします。

まず初めに、電算関係委託料は、緊急保守用の改修料 63 万円でございます。

次の選挙公報等配布委託料は、選挙公報配布及び投票所資材配布等の 164 万 2,000 円でございます。

ポスター掲示場設置委託料は、135 カ所で 516 万 1,000 円でございます。

電話交換業務の委託料 3 万 2,000 円は、投票日当日の 18 時から 24 時までの経費でございます。

投票受付等業務委託料は、期日前投票 11 日間で 85 人分、当日投票で 60 人分、開票所 20 人分等、378 万円を計上いたします。

最後に、投票所案内看板設置委託料は、4 投票所で 21 万円となります。

14 節、使用料及び賃借料は会場等使用料でございまして、投票所 8 カ所、携帯電話 20 台、個人演説会場 4 カ所、投票所暖房費 25 万円等で、67 万円の計上となっております。

最後に 18 節、備品購入費ですが、国民審査用読取計数機 294 万円、それに伴う増設スタッカー 178 万 5,000 円の、計 472 万 5,000 円でございます。

以上で歳出の説明を終わり、続いて歳入のご説明をいたしますので、4 ページ、5 ページにお戻りください。

14 款 3 項 1 目の総務費委託金の選挙費委託金でございますが、歳出費用全額を衆議院議員選挙委託金 3,266 万 7,000 円が充当されます。

以上で説明を終わります。

No.82 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.83 ○議長(安井 明議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 88 号については、豊明市議会会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.84 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号については、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(発言する者なし)

No.85 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 88 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.86 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程 5 を終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、午後 1 時まで昼食のため休憩といたします。

午前 11 時 50 分休憩

午後 1 時再開

No.87 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程 6、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 68 号から議案第 87 号までの 20 議案及び、議案第 89 号から議案第 92 号までの 4 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 68 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.88 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 68 号 市道の路線廃止についてご説明申し上げます。

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づきまして、市道の路線を下記のとおり廃止するもの

でございます。

廃止する路線は2路線でございます。

路線番号 1501、路線名 西川 35 号、起点 豊明市西川町笹原 27 番1地先、終点 豊明市西川町笹原 27 番1地先でございます。

次に路線番号 4007 は、路線名 西川歩道7号、起点 豊明市西川町笹原 26 番2地先、終点 豊明市西川町笹原 26 番2地先でございます。

この案を提出いたしますのは、福祉体育館の駐車場増設に伴い西川 35 号及び西川歩道7号を廃止し、新たに県道阿野名古屋線までを西川 35 号として認定するため必要があるからでございます。

次の附図をごらんください。

路線番号 1501 は、起点が西川 34 号との接続部であり、終点も同じく西川 34 号に至る道路であります。

路線番号 4007 は、起点が県道阿野名古屋線との接続部で、終点は西川 35 号までの路線であり、これを廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.89 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 69 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.90 ○経済建設部長(横山孝三君)

続きまして、議案第 69 号 市道の路線認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものでございます。

路線番号 1501、路線名 西川 35 号、起点といたしまして豊明市西川町笹原 28 番 13 地先、終点 豊明市西川町笹原 26 番2地先であります。

この案を提出いたしますのは、市道として管理するために、新たに市道認定をする必要があるからでございます。

附図をごらんください。

路線番号 1501 は、起点が西川 34 号との接続部で、終点は県道阿野名古屋線に接続するまでの路線であります。

以上で説明を終わります。

No.91 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 70 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.92 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、議案第70号の説明をさせていただきます。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

この案を提出いたしますのは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、任期付職員を採用するために必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

この条例は、第1条の趣旨のとおり、職員の任期を定めた採用等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条から第4条で、任期付職員の区分を説明しております。

同条第1項では、高度の専門的知識又は優れた識見を有する者が有する高度な知識経験、又は一定期間活用する場合に任期を定めて採用できるものとしております。

例えば、医師や弁護士といった方を採用するケースが、これに当たります。

同条第2項第1号では、専門的な知識経験を有する職員の育成に期間を要し、職員を部内で確保することが困難である場合に採用できるものとしております。

一般的に、任期を定めて専門職員を採用するケースを想定しております。

第2号では、専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るもので、有効に活用することが出来る期間が限られる場合に採用できるものとしております。

例えば、任期を定めた情報処理技術者などを想定しております。

第3号では、専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるために、その代替で一定期間任期を定めて採用することができるものとしております。

第4号では、公務外の実務経験で得られる最新の専門的な知識経験を必要とする場合に採用できるものとしております。

例えば、先端研究をする者を必要とする場合に、任期を定めて採用するケースを想定しております。

第3条では、一定期間に終了する業務、一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務に対応するものとしております。

例えば、複数年に及ぶ大規模なイベントの企画運営を想定をしております。

第4条第1項では、短時間勤務職員を任期を定めて採用できるものとしております。

住民に直接サービスする業務で、提供時間の延長や繁忙期など、体制を維持する場合に任期を定めて採用できるものとしております。

第5条では任期の特例、第6条では任期の更新を定めております。

第7条と第8条では、給与の支給に関して定めております。

1枚おめくりください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

同第3項で勤務時間条例、第4項で育児休業等に関する条例の一部改正を、ここでを行います。

以上で説明を終わります。

No.93 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 71 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.94 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第 71 号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、豊明市が設置する公の施設に係る施設管理において、指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定める必要があるからでございます。

それでは、主な内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

この条例は、第1条の趣旨のとおり、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条で、指定管理者は法人その他の団体から公募で行うこととし、第3条で、指定は申請により行うこととしております。

第4条で、候補者の選定を定め、第5条では、公募によらない候補者の選定を定めております。

第6条で、候補者の選定等について審議する審議会の設置を定めており、第7条で、選定した候補者については議会の議決を経て指定することとして、第8条で、指定管理者と協定を締結することを定めております。

第9条では、市長が業務報告書の聴取をすることを定め、第10条では、指示に従わないとき等に指定の取り消し等をできることとしております。

第11条で、指定管理者に毎年度事業報告書の作成と提出を求めることとしております。

第12条では、指定管理者に指定期間の満了時、指定の取り消し時には、施設や設備を原状回復することとしており、第13条では、指定管理者は施設や設備の損壊や滅失時には損害を賠償することとしております。

第14条では、指定管理者に個人情報の取り扱いについて定めており、従事する者も含め豊明市個人情報保護条例を遵守するものとしております。

第15条では、指定管理者が暴力団等とかかわりがある場合には、豊明市暴力団排除条例による措置を講ずることとしております。

第16条では、教育委員会が所管する施設への適応を規定し、第17条では、規則への

委任を定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.95 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 72 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

No.96 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

それでは、議案第 72 号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地域主権改革一括法及び介護保険法の一部を改正する法律により、今まで法令で定められていました指定地域密着型サービスの設備基準や運営基準並びに事業者の指定基準を市の条例で定めることになったことに伴い、本市の基準を定める必要が生じたからでございます。

内容の説明を行いますので、1枚お開きください。

この条例は、第1章 総則から第 10 条 委任までの 203 条で構成しております。

本来であれば、条文ごとにご説明するところでございますが、長時間になる上、基本的に従来の国の基準を準用しておりますので、今回、市の独自基準を設定した部分についてご説明させていただきたいと思っております。

机上に配付させていただきました資料もあわせてごらんください。

まず地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、介護保険の新たなサービスとして創設され、原則、その住民のみが給付対象となるサービスであり、要介護者を対象としております。

そのサービスの人員、設備、運営などの基準等については、第2章から第9章において定めております。

それでは、各章のそれぞれのサービスについて、簡単に説明させていただきます。

第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中、夜間を通じて定期的な巡回と、随時の通報により居宅を訪問してもらい、食事や排せつなどの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられるサービスでございます。

第3章の夜間対応型訪問介護は、通報による夜間専用のヘルパー派遣が受けられるサービスでございます。

第4章の認知症対応型通所介護は、認知症の人が食事、入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで受けられるサービス、いわゆるデイサービスでございます。

第5章の小規模多機能型居宅介護は、通いを中心に利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられるものでございます。

第6章の認知症対応型共同生活介護は、認知症の人が共同生活の中で食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられるサービス、いわゆるグループホームでございます。

第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられるサービスでございます。

市内には該当する施設はございません。

第8章の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や機能訓練が受けられるサービスでございます。いわゆるミニ特養でございます。

第9章の複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ通所、訪問、短期間の宿泊で、介護、医療、看護のケアが受けられるサービスでございます。

介護保険法の改正で新たなサービスとして組み込まれたものでございます。

以上、説明しました各サービスにおいて、豊明市独自の基準については3点定めておりますので、資料をもとに説明させていただきます。

資料1をごらんください。

①協力歯科医療機関の指定でございますが、表の左側をごらんください。

現在の国の基準では、2項において、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないと努力義務となっておりますが、本条例においては、第103条、第125条、第147条、第172条、第189条、第202条の施設系サービスにおいて、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておかなければならないと義務づけをさせていただいております。

これは、高齢者の口腔衛生が健康に及ぼす影響が大きいことから、口腔ケアを定期的、継続的に実施することで、高齢者の健康保持や介護の重度化を防止することを目的としたものでございます。

続きまして、②非常災害時対策でございますが、国の基準では、「非常災害に関する具体的計画を立て」となっておりますが、本条例では、第76条、第102条、第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において、「大規模な地震、風水害、その他の非常災害に関する具体的計画を立て」と地震や風水害を明記し、それぞれの災害に対する具体的な計画を作成し、必要な訓練を行うようにしております。

3点目でございますが、③記録の整備でございます。

現在の基準では、第2項において、その完結の日から2年間保存しなければならないとなっておりますが、本条例では、第2章から第9章のサービス全てにおいて、その完結の日から5年間保存しなければならないとしております。

これは、不正請求があった場合に、民法上の時効により、5年間分の返還請求ができる

ことから、記録の保存年限との整合性を図るために、市独自の基準を設けるためでございます。

最終ページをごらんください。

附則としまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行し、経過措置として、第 2 条において、この条例の施行日以前に、市が指定した地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準は、この条例の施行日以降最初の更新までの間は、なお従前の基準省令の例により、また 3 条において、この条例の施行日以前に、事業を開始した地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準における経過措置は、従前の基準省令の例によるというものでございます。

以上で説明を終わります。

No.97 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 73 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

No.98 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

議案第 73 号 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

この案を提出する理由につきましては、先ほどの議案第 72 号で説明させていただいたとおりでございます。

内容の説明を行いますので、1 枚お開きください。

この条例は、第 1 章 総則から第 5 章 委任までの 91 条で構成しております。

議案第 72 号と同様に、基本的に国の基準を準用しておりますので、市の独自基準を設定した部分についてご説明させていただきます。

まず、地域密着型介護予防サービスは、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービスが、市町村によって提供されるよう新設された介護予防に重点を置いたサービスで、原則要支援者を対象としております。

それでは、それぞれのサービスについて簡単に説明させていただきます。

第 2 章の介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の人が食事、入浴などの介護や機能訓練など日帰りで受けられるサービスで、デイサービスと言われるものでございます。

第 3 章の介護予防小規模多機能型居宅介護は、通いを中心に利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられるものでございます。

第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の人が共同生活の中で、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられるサービスで、グループホームがこれに該当いたします。

以上、説明いたしました各種サービスにおいて、豊明市独自の基準については、議案第72号と同様であります。改めて説明させていただきますので、資料の2をごらんください。

①協力歯科医療機関の指定でございますが、本条例第60条及び第83条の施設系サービスにおいて、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておかなければならないと、歯科医療機関を指定し、定期的、継続的な口腔ケアを義務づけております。

続きまして、②非常災害時対策でございます。

本条例第30条、第59条、第86条において、「大規模な地震、風水害、その他の非常災害に関する具体的計画を立て」と具体的な災害を明記し、それぞれ個別の計画を立て、必要な訓練を行うようにしております。

最後に3点目、記録の整備でございますが、本条例第40条、第64条、第85条において、その完結の日から5年間保存しなければならないとし、時効消滅と記録の保存年限の整合性を図りました。

最終ページをごらんください。

附則につきましては、施行期日、経過措置とともに、議案第72号と同様の内容であります。

以上で説明を終わります。

No.99 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第74号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

No.100 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

議案第74号 豊明市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、議案第72号、第73号同様、指定地域密着型サービス事業者の設置基準等を、市の条例で定める必要が生じたからでございます。

それでは、内容を説明しますので、次のページをお開きください。

第2条においては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を、29人以下としております。

現在、市内には1カ所のミニ特養がございます。

第3条においては、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サ

一ビス事業所の申請資格として、法人であることを定めております。

第4条においては、暴力団の排除措置としまして、1号から6号に該当する場合は、豊明市暴力団排除条例に規定する排除するための措置を講ずることとし、次のページになりますが、第2項により、指定の取り消し等を命じたときは、その旨を告知することとしております。

附則としまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.101 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 75 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.102 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 75 号 豊明市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、市が管理する道路において、構造の技術的基準を、政令で定める基準を参酌して、道路管理者である市の条例で定める必要があるからでございます。

初めに、総括的なところから申し上げますと、平成 23 年5月に公布されました、いわゆる第1次一括法及び、平成 23 年8月に公布されました第2次一括法により、施設構造物の設置管理基準について、これまで国の政令又は省令を基礎としながら、法律により委任された範囲でそれぞれの地域の実情を踏まえて、自治体の条例により定めることとなりました。

このため、今議会には道路、公園、河川、下水道関係で8本の議案を提出いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

この条例の制定に当たりましては、道路構造の技術的基準は道路構造令で定める基準を参酌しております。

参酌した結果、市道に適合しないと考えられる項目を除外したほかは、国と同じ基準を定めることによって、安全かつ円滑な交通を確保することが可能と考えるため、国の基準と同じ基準といたしました。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第1条は、趣旨と根拠法令を示しております。

道路法 30 条第3項の規定に基づき、市が管理する道路を新設し、又は改築する場合における道路構造の一般的技術的基準を定めるものでございます。

第3条以降は、各個別の規定条項であります。

第3条は、道路の区分は、道路構造令の第3条に定めるところによると規定しております。

道路の区分は、道路の種類、計画交通量、地域や地形の状況から決められるものであり、第1種から第4種までに区分されております。

具体的には、第2種は高速道路や都市部の高速自動車道、第1種はそれ以外の高速道路、第4種は主に都市計画道路、第3種はそれ以外の一般的な道路であります。

また、道路の種類は、それぞれ道路の計画交通量によって、級を区分しております。

第4条から第12条までは、幅員構成に関して規定しております。

道路の横断面の構成要素であります車道、路肩、自転車歩行者道、歩道、植樹帯などについて、道路の区分により標準的な幅員を定めております。

以下、主なものを申し上げます。

まず、第4条でございますが、車道は車線で構成される規定であります。

次に、第2項でございますが、道路の区分及び地方部の道路にあつては、設計基準交通量が、この表の値以下の値である道路の車線数は2とするものであります。

第3項は、車線の幅員を規定しております。

第4項は、第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものであります。

次に、第5条でございますが、道路には車道に接続して路肩を設ける規定であります。

第2項及び第3項は、この表のとおり路肩の幅員を規定しております。

1枚はねていただきまして、第6条でございます。

第4級を除く第4種の道路には、必要に応じて車道の左寄りに1.5メートルの幅員を標準とする停車帯を設ける規定でございます。

次に、第8条ですが、自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとし、幅員は2メートル以上とするものでございます。

1枚はねていただきまして、第10条でございますが、第4級を除く第4種の道路、歩行者の交通量が多い第5級を除く第3種の道路などには、その各側に歩道を設ける規定であります。

1枚はねていただきまして、第3項でございますが、歩道の幅員は、歩行者の多い道路では3.5メートル以上、その他の道路では2メートル以上とするものであります。

また1枚はねていただきまして、第13条は、道路の設計速度について、道路の区分に応じて定めております。

第14条から第21条までは、道路の線形について規定しております。

線形は地形や地域との調和、連続性や平面線形、縦断線形との調和、視覚的検討など

を総合的に勘案して決定するものでありますので、これらの要素項目について規定しております。

1枚はねていただきまして、第22条から第36条までは、構造物、工作物に関する規定であります。

路面構造、排水構造、交差構造や交通安全施設などについて規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.103 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第76号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.104 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第76号 豊明市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、市が管理する道路において、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を、省令で定める基準を参酌して、道路管理者である市の条例で定める必要があるからでございます。

まず、この条例の制定に当たりましては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定めます基準を参酌しております。

参酌した結果、国と同じ基準を定めることによって、今後も継続して道路の安全性、円滑性を確保することが可能と考えるため、国の基準と同じ基準といたしました。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第1条は、趣旨と根拠法令を示しております。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づきまして、市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものであります。

法律第10条第1項は、特定道路の新設又は改築を行うときは、省令で定める道路移動等円滑化基準に適合させなければならないと規定しておりまして、この特定道路とは、特にバリアフリーが必要な道路のことであり、生活関連施設間の道路のうち、多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定した道路のことであります。

第3条以降は、各個別の規定条項であります。

第3条は、歩道等の規定であります。

第1項では、道路には歩道を設けるものを規定しております。

第2項、歩道の有効幅員、第3項、自転車歩行者道の有効幅員は、ともに豊明市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例で定める幅員以上とするものであります。

第5項では、歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとしたします。

また第6項では、歩道等の舗装は平たんで滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとするものであります。

1枚おめくりください。

次に、第4条でございますが、立体横断施設に関する規定であります。

第1項では、道路には必要と認められる箇所には、立体横断施設を設けるものとしたします。

第2項には、立体横断施設にはエレベーターを設けるものとしたします。

第4項は、立体横断施設に設ける通路に関する規定であり、有効幅員は2メートル以上としたします。

第5項は、立体横断施設に設ける階段に関する規定であり、有効幅員は1.5メートル以上としたします。

1枚はねていただきまして、第5条は、自動車駐車場に関する規定であります。

第1項は、自動車駐車場には、規則で定める数以上の障がい者用の駐車場を設ける規定であります。

第3項は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階を有する自動車駐車場には、エレベーターを設ける規定であります。

次に、第6条及び第7条は、移動等円滑化のために必要なその他の施設として、案内標識と視覚障がい者誘導ブロックについて規定しております。

第8条は、規則への委任条項であります。

条例を運用するための詳細な基準は規則で定めるものであります。

附則の1といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

1枚はねていただきまして、附則の2、3、4は経過措置であります。

附則の2といたしまして、特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、歩道にかえて安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる規定であります。

附則の3といたしまして、道路を設けるものとされる区間のうち、特別な理由によりやむを得ない場合は、歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる規定であります。

附則の4といたしまして、立体横断施設に設けられるエレベーター、エスカレーターが存する道路の区間で、特別な理由によりやむを得ない場合は、歩道等の有効幅員を1メー

ルまで縮小することができる規定であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.105 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 77 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.106 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 77 号 豊明市が管理する道路に設ける案内標識の寸法を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、市が管理する道路において道路標識の寸法並びに文字の大きさを、省令で定める基準を参酌して、道路管理者である市の条例で定める必要があるからでございます。

この条例の制定に当たりましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定める基準を参酌しております。

参酌した結果、道路の連続性、一体性や道路交通安全上などから、基本的には国の基準と同じ基準といたしました。が、道路幅が狭く、通常の高さでは自動車の通行に支障が出るおそれがある場合においては、案内標識及び警戒標識に2分の1まで縮小できる規定を取り入れました。

これは、愛知県の条例と同様の内容でございます。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第1条は、趣旨と根拠法令を示しております。

道路法第3条の規定に基づき、市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識並びに補助標識の寸法を定めるものであります。

第3条は、案内標識の寸法を規定しております。

内容は国の標識令と同様であります。

1枚おめくりください。

第2項第2号、市道に設ける案内標識のイは、先ほど申し上げましたとおり、自動車の通行に支障が出るおそれがある場合などにおいては、案内標識を標識令の寸法の2分の1まで縮小できることといたしました。

次に第3項は、案内標識の文字の寸法でございます。

標識令の別表に文字の寸法が表示された案内標識と、それ以外の案内標識に分けて、それぞれ規定しております。

第2号イは、歩行者用の案内標識などは市長が定める寸法としております。

第4項では、第3項第2号のアに掲げる案内標識の寸法は、必要に応じて拡大、縮小することができるものと規定しております。

1枚おめくりください。

次に第4条では、警戒標識の寸法を規定しております。

内容は、国の標識令と同様ですが、第2項第2号では、案内標識と同様に自動車の寸法に支障が出るおそれがある場合などにおいては、警戒標識を標識令の寸法の2分の1まで縮小できることといたしました。

次に第5条では、補助標識の寸法を規定しております。

内容は、国の標識令と同様であります。

1枚おめくりいただきまして、第3項は、補助標識板に標示する文字及び記号の寸法は、市長が定める寸法とするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.107 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 78 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.108 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 78 号 豊明市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、市が管理する準用河川において河川管理施設等の構造の技術的基準を政令で定める基準を参酌して、河川管理者である市の条例で定める必要があるからでございます。

この条例の制定に当たりましては、河川施設等構造令を参酌しております。

参酌した結果、下流河川の管理者との調整を図ることや、ほかの基準を追加すべき特段の事情がないと判断し、独自基準は設けず、現行の河川管理施設等構造令の内容と同じ基準といたしました。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第1条は、趣旨と根拠法令を示しております。

河川法第 100 条第1項の規定に基づきまして、市長が規定する河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準について必要な事項を定めるものであります。

現在、本市では、井堰川、阿野川、正戸川、坂部川の4河川を準用河川に指定しておりますので、これらの河川について適応するものであります。

第2条は、構造の技術的基準であります。

準用河川に設ける河川管理施設等の構造基準は、河川管理施設等構造令の第2条、用語の定義から第74条、計画洪水量等の決定又は変更があった場合の適応の特例まで及び第76条、諸河川の特例に定めるとおりとするものであります。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.109 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第79号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.110 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第79号 豊明市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の第13条における特定公園施設の設置基準について、省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める必要があるからでございます。

この条例の制定に当たりましては、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌しております。

参酌した結果、高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な移動を確保するためには、この省令を適切に活用することで整備が可能であると判断し、国の基準と同じ内容といたしました。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第1条は、趣旨と根拠法令を示しております。

高齢者、障がい者等の移動の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであります。

特定公園施設とは、園路及び広場、屋根つき広場、休憩所、駐車場、便所など、公園に設ける12種類の施設でございます。

このうち、この条例で定める特定公園施設は、園路及び広場、休憩所及び管理事務所、駐車場など、7種類の施設でございます。

その他の施設は、規則において定めます。

これは、特定公園施設のうち、バリアフリーが必要な一般的な施設を条例で定めるものであります。

第2条から第7条までは、特定公園施設ごとに設置基準を定めております。

まず、第2条ですが、これは園路及び広場についてでございます。

園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければなりませんと規定しております。

第1号では、アにおいて、出入口の幅は120センチメートル以上とするものであります。

また、ウにおいて、地形の状況、その他特別の理由により、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設するものであります。

次に第2号では、アにおいて、通路の幅は180センチメートル以上とするものであります。

1枚おめくりください。

第3条ですが、休憩所及び管理事務所でございます。

休憩所及び管理事務所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければなりませんと規定しております。

第1号では、アにおいて、出入口の幅は120センチメートル以上とするものであります。

次に第2号では、休憩所を管理事務所を読み替える規定でございます。

1枚おめくりください。

次に、第4条ですが、駐車場でございます。

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、規則で定める数以上の車椅子用の駐車施設を設けなければならないとするものであります。

第5条は、便所でございます。

第1項第2号ですが、男子用小便器を設ける場合は、1以上の高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する小便器として規則で定めるものが出入口の付近に設けられていることとするものであります。

第2項第1号ですが、便所内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることとするものであります。

次に第6条は、掲示板でございます。

1枚おめくりください。

第2号ですが、掲示板に表示された内容が容易に識別することができるものであることとするものであります。

第7条は、標識でございます。

第6条の規定は、掲示板と同様に標識にも準用するものでございます。

第8条は、規則への委任であります。

この条例に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、規則で定めるものであります。

第9条は、災害等のために一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができるものとするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.111 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 80 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.112 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 80 号 豊明市都市公園条例の全部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「都市公園法」における「都市公園の設置基準」及び「公園施設の設置基準」について、政令で定める基準を参酌して、市の条例で定める必要があるからでございます。

この条例の改正に当たりましては、都市公園法及び都市公園施行令で定める基準を参酌しております。

参酌した結果、参酌基準の拡大や縮小をすべき要因がないことから、国と同様の基準を定めることといたしました。

また、現行の条例において条文表現に古い部分があり、今回の条例改正にあわせて見直しを図りましたので、全部改正としたものでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第3条は、都市公園の配置及び規模の基準であります。

第1号は、都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とするものであります。

第2号は、都市公園の敷地面積の標準を規定しております。

街区公園は 0.25 ヘクタール、近隣公園は2ヘクタール、1枚おめぐりいただきまして、地区公園は4ヘクタール、総合公園及び運動公園は、その機能が十分発揮できる敷地面積を定めることとするものであります。

第4条は、都市公園の公園施設の設置基準であります。

公園施設の建築面積、いわゆる建築物等の建蔽率の規定であります。

第1項での法第4条第1項は、1つの都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の2を参酌して、条例で定める割合を超えてはならないと規定しております。

これによりまして、本市では、その割合を2%とするものであります。

第2項から第5項は、その特例としての上乗せ基準であります。

第2項では、休養施設、運動施設、備蓄倉庫などは10%まで、第3項では、国宝、重要文化財、景観重要建造物などは20%まで、第4項では、屋根つき広場などは10%まで、1枚おめくりいただきまして、第5項では、仮設公園施設は2%まで、それぞれ上乗せが可能であると規定しております。

第5項以降は条ずれを整理し、現状に合わない部分を改め追加するなど、規定の整備を図っております。

まず、第5条であります。行為の制限を規定しております。

第4項において、後段部分の集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益にならないと認める場合に限り、許可を与えることができる規定を追加しております。

次に、第7条でございます。

これは行為の禁止ですが、1枚おめくりいただきまして、第6号に、公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすることを追加いたしました。

これは、従来より第10項にあります危険のおそれのある行為をすることの規定によりまして、たき火を禁止してまいりましたが、都市公園法施行令を参考に、指定した場所以外でのたき火を禁止すると明文化したものであります。

第8条から第23条までは、軽微な文言の追加、訂正でありますので、説明は省かさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.113 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第81号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.114 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第81号 豊明市事務分掌条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、平成25年4月1日に施行予定の行政機構にあわせた条例の整備をするため、一部改正をする必要があるものです。

今回の改正方針といたしましては、今後の新たな行政需要に対応するために、職員配置の見直しを行い、新エネルギー、高齢者の地域ケア、北部・南部地区開発、公共施設の長寿命化などに対応するため、課や係を配置していくものでございます。

これによりまして、現行の組織から庁舎内で1課2係が増え、消防本部で1係増えること

となります。

課及び係の配置については規則で定めるため、今からご説明いたします条例改正案は、部をまたぐ事務分掌の変更のみとなります。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりいただきたいと思います。

第2条は、部の事務分掌を改めるものでございます。

具体的には、このたびの改正で市民生活部の事務分掌でありました広聴、市民相談に関する業務と、人権施策に関する業務が行政経営部の所管となるため、行政経営部の中の(3)に広聴及び市民相談に関することを加え、また(4)に人権施策に関することを加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月 1 日から施行するものといたします。

改正後の組織図など、資料3として配付いたしましたので、ご参考にしていただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.115 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 82 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.116 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第 82 号 豊明市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、主な内容を説明いたしますので、1枚おめくりいただきたいと思います。

この条例は、地方自治法第 207 条の規定に基づき、委員会等に参考人として出頭した者に対する実費弁償の支給を規定したものでございます。

本年9月の地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法第 207 条が改正されましたので、引用条文の条ずれを改正するものでございます。

条例第2条第2号は、いわゆる百条委員会に出頭した者に対する実費弁償の規定、第3号は、本会議及び委員会に参考人として出頭した者に対する実費弁償の規定、第5号は、本会議及び委員会における公聴会に参加した者に対する実費弁償の規定です。

次に、附則についてご説明いたします。

今回の地方自治法の一部改正につきましては、公布の日から施行される規定と、公布後6カ月以内の政令で定める日から施行される規定がございますので、附則において、その旨を規定しております。

なお、地方自治法の一部改正をされたものの議会に関する部分は、3月に変更するということを聞いております。

以上で説明を終わります。

No.117 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 83 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.118 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第 83 号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、本年の人事院勧告において、50 歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、55 歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇級しないこととする旨の勧告がございました。

本市においては、この人事院勧告を尊重いたし、本市職員の昇給制度を改定するための本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

条例第6条第5項は、55 歳を超える職員の昇級について規定しております。

現在、標準の成績において2号給昇級することとしておりますが、これを昇級しないこととするための改正でございます。

附則といたしまして、施行期日は平成 25 年1月1日からいたします。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

No.119 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 84 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

No.120 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、議案第 84 号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは現在、東部保育園内に併設をしております、とよあけファミリー・サポート・センターを、内山保育園内に移転することに伴い、必要があるからであります。

1枚おめくりください。

住所を変更するため、上から3行目、第2条第2号中「沓掛町柿ノ木3番地」を「栄町内山

67 番地5」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.121 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 85 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷参事。

No.122 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、議案第 85 号 豊明市子育て支援センター条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは現在、前後駅南にあります豊明市子育て支援センターを、内山保育園内に移転することに伴い、必要があるからであります。

それでは、1枚おめくりください。

住所を変更するため、上から3行目、第2条第2号中、「前後町大代 1605 番地5」を「栄町内山 67 番地5」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.123 ○議長(安井 明議員)

ここで、会議の途中ではありますが、10 分間の休憩といたします。

午後2時休憩

午後2時10分再開

No.124 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第 86 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

野村都市計画課長。

No.125 ○都市計画課長(野村芳明君)

それでは、議案第 86 号 豊明市下水道条例の一部改正について説明申し上げます。

この案を提出するのは、地域主権改革一括法の施行に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準を政令で定める基準を参酌して定める必要があるからであります。

また、下水道の構造は、公衆衛生上、重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重

大が影響を及ぶことを防止する観点から、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならないと改正されたため、参酌の結果、現行の政令の基準を適切と判断し、国と同じ内容の基準といたしました。

それでは、説明いたしますので、次のページをお開きください。

まず第1条は、この条例の趣旨であり、「及び管理」を「、管理及び施設の構造の基準」に改めます。

次に、3条ですが、第10号中、「管渠」という漢字にルビをつけたものに改め、第14号として、「排水施設 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）をいう」を加えます。

各条ずれ等を整理いたしまして、中段よりやや下あたり、第4章を公共下水道の構造上の技術基準といたします。

第20条は、第1号 堅固で耐久力を有する構造とすることを始めとし、次のページの第10号まで排水施設の構造の技術上の基準を規定しております。

また21条では、適用除外を規定しており、工事を施行するために仮に設けられる公共下水道、非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道を追加しております。

附則1といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

附則2といたしまして、この条例の施行の際、既設の施設について豊明市下水道条例第20条の規定に適合しないものについては、なお従前の例によること。

ただし、この条例の施行日以降に改築の工事に着手したものは、この限りでないものとするものであります。

以上で提案説明を終わります。

No.126 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第87号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

No.127 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第87号 豊明市都市下水路条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を政令で定める基準を参酌して、市の条例で定める必要があるからでございます。

この条例の改正に当たりましては、下水道法施行令で定める基準を参酌しております。

参酌した結果、現行の政令の基準及び運用実績から、本市において適切であると判断

したため、国と同じ内容の基準といたしました。

それでは、内容を説明いたしますので、次のページをごらんください。

第1条は、この条例の趣旨であり、「及び管理」を「、管理及び施設の構造及び維持管理の基準」に改めます。

次に、第7条ですが、都市下水路の構造の技術上の基準では、豊明市下水道条例第20条及び第21条の規定を、都市下水路について準用するものであります。

第20条は、公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準であり、第21条は、第20条の適用例外規定であります。

次に、第8条ですが、都市下水路の維持管理の基準は、1年に1回以上のしゅんせつを行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分は、この限りでないとする規定であります。

附則の1といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

附則の2といたしまして、この条例の施行の際、既設の施設については、豊明市下水道条例第20条の規定に適合しないものについては、なお従前の例によること。

ただし、この条例の施行日以後に改築の工事に着手したものは、この限りでないとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

No.128 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第89号について理事者より提案理由の説明を求めます。

加藤医療健康課長。

No.129 ○医療健康課長(加藤賢司君)

議案第89号 平成24年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,468万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ68億2,158万1,000円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、補正予算書8ページ、9ページをごらんください。

2款 保険給付費であります。

一番上の1目、一般被保険者療養給付費の2億9,461万5,000円の増額は、医療費の支払いに不足が見込まれますので、増額をするものであります。

続きまして、その下の一般被保険者療養費は、針、きゅう、マッサージ等にかかる費用であります。同じく不足分の551万4,000円を増額するものであります。

続きまして、3款 後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金につきましては、社会保険

診療報酬支払基金へ後期高齢者医療制度への支援金として支払うもので、支援金の額が確定いたしましたので、不足分であります 835 万 1,000 円を増額するものです。

続きまして、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

7款 共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金は、高額な療養費の 30 万円以上を対象にして拠出金を支払うものですが、額が確定いたしましたので、不足分の 1,620 万 1,000 円を増額するものです。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

初めに、一番上の2款 国庫支出金の療養給付費等負担金を 6,268 万 5,000 円増額をするものであります。

これは、歳出に計上いたしました療養給付費等のうち、国が負担をするものであります。

続きまして、その下の5款 県支出金の財政調整交付金を 5,736 万 6,000 円増額するものであります。

これは、国庫支出金と同じく、歳出に計上いたしました療養給付費等のうち、県が負担をするものであります。

続きまして、6款 共同事業交付金の1目 共同事業交付金 967 万 3,000 円の増額は、高額療養費の 30 万円以上を対象に、各保険者からの拠出金を財源にして、各市町村に交付されるものです。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

9款 繰越金のその他繰越金の1億 9,495 万 7,000 円の増額は、前年度からの繰越金のうち、必要額を予算計上するものであります。

以上で説明を終わります。

No.130 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 90 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

野村都市計画課長。

No.131 ○都市計画課長(野村芳明君)

それでは、議案第 90 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億 3,774 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 15 億 2,554 万 4,000 円とし、借り換えのための地方債の補正を、第2表のとおり追加するものであります。

それでは、歳出から説明しますので、7ページ、8ページをお開きください。

4款1項1目 元金です。

右側8ページの事業別で説明いたします。

1 公債費元金償還事業です。

説明欄、長期債元金は2億 3,744 万 5,000 円の増額であります。

これは、公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、財政融資及び旧簡易生命保険資金借り入れ分のうち、6件について繰上償還するものであります。

次にその下段、1 公債費利子償還事業です。

説明欄の長期債利子は 29 万 7,000 円の増額です。

これは、今年度償還する利子の不足分であります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

5ページ、6ページをお開きください。

4款1項1目 繰越金です。

右側6ページ説明欄、前年度繰越金は 1,374 万 2,000 円の増額であります。

繰上償還するために増額するものであります。

その下段、6款1項1目、1の下水道事業債です。

右側説明欄、下水道借換債は2億 2,400 万円の増額であります。

これは、繰上償還するため借り換えをするものであります。

続きまして、4ページをごらんください。

今、説明いたしました下水道借換債のため、限度額を2億 2,400 万円とし、地方債起債の追加補正をするものであります。

この繰上償還が終わりますと、利息が5%以上の借入債務はなくなります。

なお、これによる歳出削減効果額は約 5,200 万円強となります。

以上で提案説明を終わります。

No.132 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第 91 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田高齢者福祉課長。

No.133 ○高齢者福祉課長(原田一也君)

議案第 91 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算書(第2号)についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 605 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 32 億 7,598 万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

3款2項5目 家族介護支援事業費を 42 万 1,000 円増額いたしまして、327 万 6,000 円とするものでございます。

これは、介護者が気兼ねなく買い物やトイレの使用などができるように、周囲に介護中であることを周知するための介護マークの作成や普及啓発にかかる費用及び、認知症高齢者が徘徊したときなどにメールやファクスで情報提供し、検索に協力していただくための徘徊高齢者見守りネットワーク構築にかかる費用の補正をお願いするものであります。

次に、下段の6款1項2目 償還金を563万1,000円増額しまして、563万2,000円とするものでございます。

これは、平成23年度分の地域支援事業費交付金の事業確定による精算分を返還するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページ、5ページをごらんください。

上段の5款3項3目 家族介護支援事業費補助金、1節 家族介護支援事業費補助金の42万1,000円は、歳出で説明しました介護マーク普及啓発事業及び徘徊高齢者見回りネットワーク構築事業に係る介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金であり、10分の10の交付率であります。

続きまして、その下の7款2項1目 家族給付費準備基金繰入金、1節 介護給付費準備基金繰入金の500万4,000円は、歳出で説明しました償還金に充てるため繰り入れるものであります。

続きまして、8款1項1目の繰越金の62万7,000円は、23年度の事業確定による繰り越し分で、歳出の償還金に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.134 ○議長(安井 明議員)

続いて、議案第92号について理事者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.135 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議案第92号 平成24年度豊明市一般会計補正予算書(第4号)についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1,819万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ184億9,364万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出より主なものを説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

一番上の段、2款1項1目 一般管理費700万円の減額は、超過勤務の減少によるものであります。

続いて、その下の秘書人事人件費の120万7,000円の増額は、東日本大震災の補償に

係る地方公務員災害補償基金の不足を補てんするための特別負担金でございます。

続きましてその下、3項1項2目の中の老人福祉事業の高齢者運転免許自主返納支援事業負担金 10万 5,000 円は、65 歳以上の方で免許証を返納された方に外出支援の意味から、ひまわりバスの定期券の引換券を交付するための増額でございます。

続いて、その下の老人保護措置費 88万 4,000 円は、養護老人ホームの入所措置費でございます。

現在、1名の方が入所中ではありますが、あと、お一方が相談中のため、入所が決まった場合の措置費の計上でございます。

続いて、その下の電算関係委託料 121 万円は、自立支援法から障害者総合支援法制度改正に向け、障がい者サービス対応のシステム変更でございます。

次に、その下の身体障害者補装具給付費は、車椅子、義足などの増加分 526 万 6,000 円、訓練等給付費の 970 万 5,000 円は、就業支援を行っている福祉法人事業者に対して給付費の増加、介護給付費の 1,718 万 7,000 円の増額は、身体介護、家事援助などの回数等の増加によるものであります。

また、地域生活支援費につきましても、移動支援、ヘルパー外出などの支援回数の増加が見込まれ、2,762 万 8,000 円の増額を計上いたしております。

続いて、16、17 ページをお開きください。

心身障害者事務事業の返還金は、23 年度の実績による補助金の返還金 111 万円でございます。

続いて、その下の医療費審査支払委託料 76 万 6,000 円及び福祉医療助成費 4,794 万 2,000 円の増額は、子ども医療の件数の増額によるものでございます。

続いて、その下の後期高齢者医療療養給付費負担金の 4,495 万円は、同給付費の平成 23 年度分確定によるものであり、下段の後期高齢者医療広域連合事務費負担金は、平成 24 年度事務費確定に伴う 69 万円の計上でございます。

続きまして、2項 児童福祉費に入ります。

一番上の段、電算関係委託料 42 万円は、自立支援法の改正によるシステム変更の経費でございます。

その下の保育園費の人件費 956 万 6,000 円の減額につきましては、産休・育休職員の調整によるものでございます。

続いて、生活保護費に入りますので、18 ページ、19 ページをお開きください。

3項1目 生活保護総務費の生活保護事業 23 万 3,000 円は、23 年度実績に基づく国・県の補助金の返還でございます。

続いて、その下の扶助費ではありますが、不況等による保護世帯が増加傾向にあります。

生活扶助費 668 万 6,000 円につきましては、世帯の増加を見込んでの補正でございます。

同様に住宅扶助費 401 万 8,000 円の増加、医療扶助費にありましては、1,835 万 8,000

円の増加が見込まれるための補正でございます。

続いて、20 ページ、21 ページをお開きください。

一番上の段、電算関係委託料 123 万 9,000 円でございますが、これにつきましては、平成 25 年 4 月より国民年金の届け出項目が電子媒体による報告実施になるための改修委託料でございます。

次に、衛生費に入ります。

まず、一番上の段、成人病診断等委託料 650 万 5,000 円は、各種がん検診の人数増加によるものであり、同様に、乳児及び妊婦健診委託料 316 万 1,000 円の増額も、健診者の増額によるものでございます。

続いて、下に下がっていただき、医薬材料費 90 万円は、インフルエンザ検査キット、薬剤 90 人分を新たに措置するものでございます。

続きまして、22 ページ、23 ページへと移ります。

一番上の段の 6 款 1 項 2 目 農業総務事務事業の市民農園造成工事費 151 万 5,000 円は、現在、南山地区のものが 3 月 31 日をもって契約解除となるため、新たに隣地で施工するものでございます。合計で 32 区画を予定しております。

続いて、その下の 8 款 土木費の通学路安全整備工事費 833 万 3,000 円でございます。

亀岡市での事故を契機とした国などからの通学路緊急点検指示により、地元の協力を得ながら、6 月、7 月、8 月に全校区で学校指定の点検を行い、17 件を実施するものでございます。

内容は、交差点グリーンベルトのカラー舗装等でございます。

続きまして、9 款 消防費の人件費 1,656 万 6,000 円でございます。

これにつきましては、当初に比べ一般職員の 1 名増、名古屋市消防局派遣職員及び尾三消防との通信機器運用の打ち合わせ等による超過勤務の増加によるものでございます。

続いて、教育費にまいりますので、24 ページ、25 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目の小学校施設管理維持事業、特別支援対応工事費 546 万円でございます。

新年度より栄小学校に肢体不自由の方、2 名が入学予定となり、その対応のための改修を行うものでございます。

続いて、その下の中学校費、中学校教育振興事業の教材費 230 万 6,000 円は、沓掛中学校の特別教室増築分の教材費購入でございまして、理科室分と美術室分でございます。

次に、26 ページ、27 ページをお願いいたします。

一番上の段、2 目の体育施設維持管理事業の委託料の組みかえでございます。

再生可能エネルギー設備設計業務委託料 200 万 8,000 円は、ソーラーパネル、蓄電池

設置等の工事設計業務を耐震の工事設計から予算上切り出し、次年度の国庫補助対応を明確にしたものでございます。

続いて、その下の公債費元金償還事業につきましては、平成 13 年度債の減税補てん債及び臨時財政対策債の借入利率の見直しで、2,549 万 4,000 円償還するところ、2,644 万 1,000 円となったための増額分、94 万 7,000 円の補正でございます。

元金償還金が増えたのは、元利均等償還のための利子額が減る分、元金が増えるためでございます。

その下の長期利子につきましては、平成 23 年度に借り入れた起債の利子 915 万 4,000 円が生じ、平成 13 年度債の減税補てん債及び臨時財政対策債の利子が、元金のところで説明しましたとおり、利率見直しで通常 371 万 5,000 円償還するところ、159 万円となりました。

先ほど説明いたしました増加分 915 万 4,000 円と、利率差の減額分 212 万 4,000 円を差し引きし、702 万 9,000 円の増額となりました。

続きまして、その下の 13 款 1 項 1 目の財政調整基金積立事業、積立金 5 億 9,227 万円の増でございます。

28、29 ページをごらんください。

歳入歳出の剰余額を積み立てておりまして、23 年度残高 11 億 9,531 万 4,000 円でございますが、当初予算で 3 億 800 万円の取り崩しがございましたので、今回の補正により現在残高は、14 億 7,958 万 4,000 円となる予定でございます。

その下の教育施設建設及び整備基金積立金 16 万 9,000 円は、大狭間湿地公開時の募金活動による寄附金を基金に積み立てるものでございます。

以上、歳出の説明を終わり、続いて歳入の説明をいたしますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

一番上の段、9 款 1 項 1 目 地方交付税 3 億 3,576 万 5,000 円の計上は、今年度決定いたしました普通交付税 10 億 8,576 万 5,000 円から当初計上分の 7 億 5,000 万円を差し引いた金額でございます。

その下の 11 款 1 項 1 目の老人福祉費負担金 10 万 4,000 円は、老人扶助事業の養護老人ホーム入所にかかる本人負担分でございます。

続いて、その下の 12 款 1 項 3 目 衛生使用料 90 万円は、休日診療所の利用者増による増収でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

一番上の段、13 款 1 項 2 目 民生費国庫負担金のうち、心身障害者福祉費負担金 1,607 万 8,000 円は、心身障害児者扶助事業の身体障害者補装具給付費、訓練等給付費、介護給付費の合計の 3,216 万円の 2 分の 1 の額でございます。

また、生活保護費負担金 2,179 万 5,000 円は、生活、住宅、医療扶助の計、2,906 万 2,000 円の 4 分の 3 の額でございます。

その下の13款2項2目 民生費国庫補助金の心身障害者福祉費補助金 966万9,000円の増額は、地域生活支援事業の移動支援、ヘルパー外出、日中一時支援等の支援回数増加による歳出額、2,762万8,000円に対する補助金でございます。

続いて、3項2目 国民年金事務取扱費委託金の123万9,000円は、国民年金の届け出項目の電子媒体に伴う電算改修委託料の全額補助でございます。

1枚はねていただき、10ページ、11ページをお願いします。

一番上の段、14款1項1目 民生費県負担金のうち、心身障害者福祉費補助金 803万9,000円の増額は、心身障害児者扶助事業の身体障害者補装具給付費、訓練等給付費、介護給付費の合計の3,216万円の4分の1の額でございます。

また、生活保護費負担金 91万円は、県費対象者の生活扶助費及び住宅扶助費の4分の1の額でございます。

続きまして、2項2目の心身障害者福祉費補助金 483万4,000円の増額は、地域生活支援事業の支援回数増加によるもので、国庫補助金の966万9,000円の2分の1の額が交付されます。

その下段、福祉医療費補助金でございますが、子ども医療の件数増加による医療費審査支払委託料 76万6,000円のうち 26万8,000円及び、福祉医療助成費 4,794万2,000円のうち 1,677万9,000円の県費補助の合計、1,704万7,000円でございます。

続いて、3目 衛生費県補助金は、県費対象分である妊婦健診の6回目から14回までの補助分増加による99万7,000円の計上でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

16款1項1目 一般寄附金 16万9,000円は、大狭間湿地の一般公開の折の募金を社会教育寄附金として受け入れたもので、教育施設建設及び整備基金に積み立てます。

続いて、18款1項1目 繰越金につきまして、繰越総額 11億7,560万5,000円のうち、9月の補正後残高7億2,195万3,000円のうち、今後の国の動向による補正予算の可能性等を考慮いたしまして、財源確保として3億2,130万円とし、その留保額と残高7億2,195万3,000円の差引、4億65万3,000円を前年度繰越金として計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

No.136 ○議長(安井 明議員)

以上で日程6を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、請願第1号及び請願第2号の2件の請願が提出されましたので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.137 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号及び請願第2号を直ちに日程に追加し、一括議題といたします。

事務局長をして請願文書表を朗読させます。

成田議会事務局長。

No.138 ○議会事務局長(成田 宏君)

平成24年12月定例会議会請願文書表。

平成24年11月30日

受理番号1

受理年月日 平成24年10月23日

件名 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請願者 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 301号

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫

請願の要旨 社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また、国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。

また、愛知県は子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。

地域住民のいのちと健康、暮らしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

(以下、請願事項 略)

紹介議員 前山美恵子議員

平成24年12月定例会議会請願文書表。

平成24年11月30日

受理番号2

受理年月日 平成24年10月23日

件名 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願

請願者 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階 301号

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫

請願の要旨 次の要望が実現するよう、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ意見書を提出していただくよう請願します。

- (1) 生活保護の老齢加算を復活すること。
- (2) 生活保護基準の引き下げはしないこと。
- (3) 生活保護費の国庫負担は現行の 75%から全額国庫負担にすること。

紹介議員 前山美恵子議員

以上です。

No.139 ○議長(安井 明議員)

請願第1号及び請願第2号の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より、登壇にて説明願います。

No.140 ○20番(前山美恵子議員)

では、請願2点につき紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

まず第1号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書について、紹介議員より趣旨説明を申し上げます。

この請願は、毎年10月に行われている自治体キャラバン実行委員会による請願であり、この内容で去る10月23日に市担当課と懇談を持ちました。

これは、30年以上前から各種団体が参加をして、自治体キャラバンを組織して、各自治体と懇談をして福祉制度を充実させてきました。

さて今回、請願項目に明記されています施策は、住民の切実な要求ばかりであります。

介護保険について、保険料が改定のたびに値上げされ、年金からも天引きで高齢者は不安な中で生活をしています。

保険料を払っても入所できる施設がなく、不自由な生活をしている方もあります。

国保関係でも、国保税の引き下げや減免制度の拡充などを切実に求めています。

今、市民は長引く不況に加え、国による福祉制度の後退、税の改悪で負担増が押しつけられています。

さらに、今年は子育て世代に税の年少扶養控除が廃止をされ、子育て世代から高齢者まで貧困と格差が今広がっており、生活が苦しくなっているのが実態であります。

そういう中で、ここに掲げている施策を充実させ、この豊明市が住民にとって暮らしやすいまちにするために、この請願が示されております。

議員各位のご賛同をお願いをする次第であります。

なお、ここに掲載をされております項目をよくお調べをいただければ、おわかりになると思いますが、現在実施しているものもあるかもしれません。

しかし、来年後退するかもしれませんので、後退をさせないようにするためにも、この項目に入っているということをご了承をいただきたいと思っております。

請願第2号について、生活保護基準の引き下げはしないことなど、国に意見書提出を求

める請願書について、紹介議員より趣旨説明を申し上げます。

請願理由にありますように厚生労働省は、この7月に生活保護制度の改定を検討しており、利用者の制度からの締め出しを徹底するとともに、生活保護費の削減を行う改定案をまとめ、来年の通常国会に提出をする方針です。

その改定の1つが、親族の扶養義務を強化し、扶養可能な親族に対して、必要に応じて保護費の返還を求める、そういう仕組みを導入しようとしています。

現在でも、親族から縁を切られたために生活保護を申請せざるを得ない人や、親族に迷惑をかけると生活保護の利用をためらう人は、現在でも少なくありません。

そのため、本当に保護を必要とする人たちを排除してしまいかねない改悪であります。

また、生活保護基準の引き下げも狙われており、2003年からの老齢加算が廃止されてきたことから、今でさえも貧弱な保護費であり、高齢者では約月額7万円弱で生活をしなければならず、月末にはお金が足りず、苦勞をしているというお話を聞いております。

これが、憲法25条の健康で文化的な生活を営めるとい水準といえるのでしょうか。

保護費は引き下げではなく、老齢加算の復活や保護費の国庫負担金の全額補助を国に求めていき、保護費の引き下げを行わないように、ここの議会から意見書を提出していただきますよう、請願に賛同をお願いする次第であります。

以上で趣旨説明を終わります。

No.141 ○議長(安井 明議員)

ご苦勞さまでした。

豊明市議会会議規則第134条第1項の規定により、請願第1号及び請願第2号を福祉文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました請願2件については、豊明市議会会議規則第44条第1項の規定により、12月20日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.142 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました請願2件については、12月20日までを審査期限といたします。

さらに、お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員派遣の件を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.143 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を朗読させます。

成田議会事務局長。

No.144 ○議会事務局長(成田 宏君)

議員派遣の件。

平成 24 年 11 月 30 日

豊明市議会会議規則第 159 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 豊明市・日進市議会議員合同研修会

- (1) 派遣目的 地方行財政の重要課題に関する研修
- (2) 派遣場所 愛知県日進市
- (3) 派遣期間 平成 25 年1月 29 日
- (4) 派遣議員 議員全員

以上でございます。

No.145 ○議長(安井 明議員)

ただいま、議題となっております豊明市・日進市議会議員合同研修会への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.146 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

豊明市・日進市議会議員合同研修会への議員派遣については、豊明市議会会議規則第 159 条の規定により実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.147 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元の資料のとおり実施することに決しました。

お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合には、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.148 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました議員派遣については、変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任と決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、議員の皆さんに申し上げます。

不規則発言につきましては、十分に注意を願います。

次回は 12 月 4 日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時54分散会